



南三陸町産の大粒ぶどうが「しおかぜ葡萄」の愛称で販売開始! (4面に関連記事)

新年のご挨拶 南三陸町農業委員会 会長 遠藤 重幸



新年あけましておめでとうございます。

皆様におかれましては、令和7年の輝かしい新春をご家族お揃いで迎えられましたことと謹んでお慶び申し上げます。また、農業委員会の各種活動につきましては、格別のご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

令和6年は、1月1日の能登半島地震をはじめ、7月には秋田県と山形県を中心とした豪雨災害など、全国的に災害の多い年となりました。被災された皆様に心よりお見舞い申し上げますとともに、被害を受けられた皆様が一日も早く平穏な日常へ戻られますことを心よりお祈り申し上げます。

農業分野においては、自然災害や資材等価格高騰の影響により依然として厳しい状況が続いておりますが、令和6年産米の取引価格は大幅に上昇し、令和6年10月の全銘柄平均価格は60kg当たり23,820円となり、過去10年で最高水準を記録、作況指数においても全国平均が平年並みの101に対して、宮城県は107と良い作況となり、好転の兆しも見られました。

昨年は、ぶどう農家による「しおかぜ葡萄」の販売開始といった新しい取り組みも始まっており、明るい話題もありました。農業委員会としても、より多くの農家が農地を有効に活用し、多様性のある農業を実践できるよう、担い手への農地集積・集約と遊休農地の解消に一層努めて参ります。

皆様の益々のご活躍とご健勝を心からご祈念申し上げ、新年の挨拶といたします。



農業委員及び農地利用最適化推進委員が新体制となりました

南三陸町農業委員及び農地利用最適化推進委員は、令和6年7月20日付けで新たな体制となりスタートしました。

農業委員9名、農地利用最適化推進委員4名、計13名（男10人・女3人）となりましたのでご紹介します。【任期は令和9年7月19日まで】

【職務代理】



阿部 博之
(7区)



鈴木 麻友
(3区)



山内 勇喜
(8区)

【最適化推進委員】

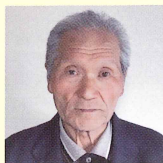


西城 勝志
(3区)

【会 長】



遠藤 重幸
(大久保)



阿部 勝吉
(大上坊)



及川 博喜
(田尻畑)

【最適化推進委員】

志津川地区

入谷地区

歌津地区

戸倉地区



阿部あい子
(払川)



佐藤 茜
(石泉)

【最適化推進委員】



山内 敏郎
(樋の口)



菅原 博文
(水戸辺)



阿部 高裕
(西戸)



阿部 俊幸
(西戸)

【最適化推進委員】



宮城県農業会議設立70周年記念式典並びに第9回宮城県農業委員会大会 ～全国農業会議所会長感謝状と永年勤続者表彰を受賞!!～

令和6年11月15日(金)、名取市文化会館を会場に、宮城県農業会議設立70周年記念式典並びに第9回宮城県農業委員会大会が開催されました。

宮城県農業会議設立70周年記念式典では、遠藤重幸会長が宮城県農業会議の役員及び常設審議委員として9年以上在職した功績により「一般社団法人全国農業会議所会長感謝状」を受賞しました。

また第9回宮城県農業委員会大会では、西城光之元農地利用最適化推進委員が農業委員と農地利用最適化推進委員として15年以上在職した功績により「一般社団法人宮城県農業会議会長表彰」を受賞されました。



受賞された遠藤重幸会長

農地は農地として活用しましょう! ～STOP! 違反転用～

農地を住宅や資材置場といった、農地以外の目的で使用するためには、農地法に基づく手続き（転用手続き）が必要となります。

この場合、現況は農地ではないが登記地目が農地（田、畑）であるものや、登記地目は農地ではないが現況が農地等で農地台帳に掲載があるものも対象となります。

転用の手続きを行わずに農地以外の目的に使用した場合や、事業計画通りに転用していない場合には農地法違反（違反転用）となります。違反転用した場合、3年以下の懲役または300万円以下（法人は1億円以下）の罰金を科せられる場合がありますのでご注意ください。

農業委員会では、農地パトロールや通報により違反転用を発見した場合、宮城県等と連携して違反転用者に対し是正指導を行っております。これに従わない場合は、工事その他の行為の停止等の勧告、原状回復命令等の行政処分を行い、違反転用の解消を図っております。

違反転用と思われる事案を発見した場合は、農業委員会にご連絡ください。



相続登記の申請が義務化されました



令和6年4月1日から不動産の相続登記の申請が義務化されました。令和6年4月1日より前に相続した不動産も相続登記がされていないものは、義務化の対象となりますので、早めに法務局への手続きをお願いします。

農地を相続等により権利取得した方は、所有権移転登記後、農業委員会へ相続した旨の届出が必要です。詳しくは農業委員会のホームページをご覧ください。

※相続登記の一連の手続きは司法書士などの専門家に依頼することも可能です。

町の農業者紹介

「しおかぜ葡萄」を町の新たな特産品に ～南三陸大粒ぶどう協議会～

南三陸町の新たな特産物となる「しおかぜ葡萄」が誕生しました。

「しおかぜ葡萄」とは、南三陸町内で生産された「シャインマスカット」や「ピオーネ」などの大粒品種のぶどうで、房の重さが300グラム以上、化学肥料の使用を抑え、貝殻や南三陸BIOで作られている液肥といった町内の資源を肥料として活用していることなどの条件を満たすぶどうです。



▲しおかぜ葡萄のロゴマークとポスター

ここ数年、南三陸町内においてぶどうを生産する農家が増えておりました。収益性が高いぶどうを南三陸町の新たな特産物にすべく、令和5年11月に入谷の阿部博之さんを会長とした「南三陸大粒ぶどう協議会」が設立され、現在は11名の農家が加入しています。

令和6年9月7日には、さんさん商店街を会場に「しおかぜ葡萄」のお披露目販売会が開催されました。販売開始前には100人以上の行列となり、あっという間に完売となりました。その後も町内の飲食店やお菓子屋さんで「しおかぜ葡萄」を使ったスイーツが販売されるなど、大きな反響を呼んでいます。

会長の阿部さんは、「南三陸イコール海の町というイメージがあると思うが、山や里にも特産があることを知っていただきたい。」と語っています。これからより多くの方に南三陸の「しおかぜ葡萄」が届くことを期待したいと思います。



販売会の様子



みんなで読もう! 全国農業新聞購読!

1週間の農政の動きや現場で役立つ栽培技術・流通の情報、魅力的な農家の取り組みなどを幅広く伝え、担い手の皆様の経営発展に役立つ新聞です!

◆毎週金曜日発行

◆新聞本紙=月額700円(税込) 電子新聞=月額500円(税込)

お問い合わせは「農業委員会」(☎46-1378)まで!

農業者年金加入のお知らせ

農業者にメリットが多い年金に加入しませんか

農業者年金は、積立方式・確定拠出型の公的年金です! 次の3つを満たす方が加入できます!

- 1 年間60日以上農業に従事される方
- 2 国民年金第1号被保険者 国民年金保険料納付免除者を除く
- 3 65歳未満 60歳以上は、国民年金の任意加入被保険者



お問い合わせは「農業委員会」または「JA」へお問い合わせください。

編集後記

今年の干支は「巳」。へびは金運のご利益があり、脱皮した皮を財布に入れておくと金運が上昇すると言われております。

南三陸町内であれば抜け殻を見つけることはできると思いますが、都市部の方はどうやって手に入れるのでしょうか。自然豊かなこの町の里山を、地域のみみんなで守って行きましょう。(事務局:佐藤)

編集委員

委員長	阿部博之(入)
委員	菅原博文(戸)
	阿部勝吉(志)
	佐藤茜(歌)
	山内勇喜(入)
	鈴木麻友(入)
	阿部あい子(歌)
	阿部高裕(戸)
	(順不同)

